

人事コンサルティング契約書

*****株式会社（以下「甲」という）と 株式会社 T・Y & Partners（以下「乙」という）とは、人事コンサルティング業務に関して、以下の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （目的）

甲は乙に、人材採用に関する募集・探索・面接・選考・労働条件の決定等に関するコンサルティング業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 （期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、期間満了1ヶ月前までに、甲乙いずれかより契約終了の意思表示がなされない場合は、引き続き1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第3条 （コンサルティング料）

1. 甲は、本業務に基づき乙から紹介された人材を採用した場合、乙に対しコンサルティング料を支払うものとする。当該コンサルティング料は、甲が内定者に発行した内定通知書記載の理論年収の35%（消費税及び地方消費税別途）とする。尚、年俸とは時間外勤務手当、交通費は一切含まないものとする。
2. コンサルティング料の支払いに於いて1円未満は切り捨てとし、振込払いによる手数料は甲の負担とする。

第4条 （諸費用）

本業務の遂行のために必要となる乙の諸費用は、前条に定めるコンサルティング料に含まれるものとする。

第5条 （支払い方法）

1. 乙は、甲より内定者決定の通知を受けた後、当該内定者入社日付にて、コンサルティング料および消費税及び地方消費税を合わせた請求書を送付する。
2. 甲は、請求書の受領月の翌月末日までに、乙が指定する銀行口座へ振込を以って前項の請求金額を支払う。

第6条 （コンサルティング料の返金）

乙は、甲に紹介した人材が、本人の責に帰すべき事由による解雇または自己都合により退職した場合等、甲の責めに帰すべからざる事由により解雇、退職となった場合、第3条の定めにより受け取ったコンサルティング料のうち、次の条件及び返済比率に従い、退職あるいは解雇となった日の翌月末日までに甲が指定する方法にて甲に返済するものとする。尚、返済金に於いて1円未満は切り捨てとし、振込払いによる手数料は乙の負担とする。

- 1) 1ヶ月以内 100%
- 2) 3ヶ月以内 50%
- 3) 前2号の期間は採用決定者の入社日より退職日あるいは解雇日迄とする。

第7条 (機密保持)

乙は、本契約に基づいて甲から入手し、または取得した全ての情報について機密を保持するものとし、これらを本業務のためにのみ使用するとともに、第三者に開示または漏洩しない。又甲は乙が推薦した人材の個人情報について第三者に開示または漏洩しない。

第8条 (損害賠償)

本業務の遂行上、乙もしくは乙の従業員が甲に損害を及ぼした場合、または本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償する責を負うものとする。また、本業務に関連して第三者から何らかの請求を受けるなどして損害を被った場合、または費用（弁護士費用を含む）の支出を行った場合、乙は、その損害および費用を賠償もしくは補償するものとする。

第9条 (権利義務の譲渡)

乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、本契約上の債権債務を第三者に譲渡し、または担保に供し、あるいはその他の処分をしてはならない。

第10条 (解除)

1. 甲または乙が以下の各号のうち、1つ以上に該当した場合、相手方は何等の通知・催告等を要せず直ちに本契約の一部または全部を解除し得る。
 - (1) 債務の履行を遅滞し、あるいはその他本契約の条項に違反した場合。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押えを受けた場合。
 - (3) 手形、小切手が不渡りとなった場合。
 - (4) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停、もしくは破産その他倒産手続開始の申し立てがあった場合。
 - (5) 財産状態が悪化したと判断された場合。
 - (6) 天災等の不可抗力により本業務の遂行が不可能となった場合。
2. 前項の定めにかかわらず、甲は、その都合により1ヶ月前の通知をもって本契約を解除することができるものとする。

第11条 (反社会的勢力排除)

1. 甲及び乙は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても当該事由のいずれにも該当しないことを誓約する。
 - (1) 自己、自己の役員及び職員（以下「役職員」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等、特殊知能暴力集団等その他反社会的勢力の構成員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること
 - (2) 反社会的勢力が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自己の役職員若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 自己又は自己の役職員が反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自己又は自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自ら、自己の役職員又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを誓約する。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項各号のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとする。なお、この解除によって生じた損害について、解除をした一方当事者は相手方に責任を負わないものとする
 4. 甲及び乙は、本契約に基づく取引に関し、反社会的勢力から不当な介入を受けたときは、直ちにその旨を相手方に報告する。

第 12 条 (合意管轄)

本契約について紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第 13 条 (残存条項)

本契約の終了にかかわらず、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 11 条及び第 13 条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 14 条 (協議事項)

本契約に定めなき事項および解釈の疑義については、法令の規定ならびに慣習に従うほか、甲乙誠意をもって協議解決をはかるものとする。尚、解決にあたり費用が発生した場合、甲乙いずれか一方の責に帰さない限り原則として甲乙平等に負担する。

第 15 条 (覚書)

本契約に定めない事項、もしくは本契約に関し疑義を生じた場合には、甲と乙間で協議の上、本契約とは別に覚書を取り交わし、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各 1 通を保持する。

平成 年 月 日

甲：

乙： 東京都渋谷区東 3 丁目 17-14
 クリスティエビスビル 4F
 株式会社 T・Y & Partners
 代表取締役 山下 富祥
 有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-300458